

日本外交文書

大正十二年 第三冊

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦とその戦後処理、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定し、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊は、それぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦戦後処理

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等特別な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新しい字体を用いることとした。

五、大正十二年の本書は同年中に展開された主として欧州大戦戦後処理事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係文書は専ら第二冊に収録した。なお、各分冊末尾の付録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一	ローザンヌ平和會議關係……………	(頁) 一
二	欧州復興及ビ対独賠償問題……………	八七
三	フランス・ベルギー両国軍隊ノルール占領……………	一五四
	付 對ルール貿易關係……………	一七二
四	國際連盟理事会(第二十三回—第二十六回)關係……………	二一五
五	第四回國際連盟總會關係……………	二六五
六	國際連盟ニ於ケル軍備制限問題……………	二九一
七	イタリア・ギリシャ紛争(コルフ島砲撃事件)關係……………	三七〇
八	石井・ランシング協定廃棄問題……………	四一八
九	日米仲裁裁判条約期限延長協約關係……………	四三九
一〇	ローマ法王庁ト外交關係設定問題……………	四五四

付録 日本外交文書大正十二年第三冊日付索引

事項一 ローザンヌ平和會議關係

一 一月四日 在ローザンヌ近東平和會議代表ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

調整委員會ニ於テ議了セラレタル事項ニツキ

報告ノ件

第八三号

(二月五日接受)

往電第七九号ニ関シ

「コラルジナシヨン」委員會ニ於テ一月二日迄ニ議了セル
事項左ノ通

一、海峡自由通過並武備撤廃ニ関スル条項

右ハ往電第六八号別電所報ノ案ヲ同盟側起草委員ニ於テ
条約文ノ形式ニ整ヘ(本件ハ往電第六八号末段四中所謂
最終案ト称スルモノニシテ十二月二十七日付機密公第二
号ヲ以テ郵送済)タル処「コラルジナシヨン」ニテ更ニ
二三變更ヲ加ヘ再ビ右起草委員ニ廻付セラレタリ往電第
六八号別電中主要ナル變更左ノ通

(a)海峡自由通過条項中第三条(c)「スタシヨンネール」関
係条項削除

(b)武備撤廃条項第一条ニ条約発効後十五日以内ニ英仏伊

及土国ノ四国委員ヨリ成ル武備撤廃地域画定委員ヲ設
クル旨ノ一項ヲ加フ

(c)海峡委員會並保障条項ニ関シテハ右起草委員會ニ於テ
裁定次第追テ電報ス

二、東「トラース」国境武備撤廃地帯設定ニ関スル条項

本件ニ関シテハ「コラルジナシヨン」ニテ新ニ条文ヲ起
草シ一月三日起草委員ニ於テ採決ス(右条文郵送ス)該
条項中注目スベキ点左ノ通

(a)武備撤廃地帯其他往電第一七号(一)ノ趣旨ヲ規定ス

(b)往電第一七号武備撤廃地帯ノ单独並軍隊保障ニ関スル
土国ノ要求ハ容レラレズ其代リ「接壤国ノ一ガ右地帯
關係条項ノ遵守ニ関シ異議アル場合之ヲ連盟理事会ニ
訴フル」ノ途ヲ開ク

(c)武備撤廃地帯画定委員會ハ英仏伊勃希土六国ノ委員ヨ
リ成ル但勃以下三国委員ハ各自国内ノ画定事業ニ参与
スルニ止マル